

居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) 集団指導

令和8年 8月26日

中野区 子ども教育部

保育園・幼稚園課 認可・指導検査係

中野区が 指導検査を行 うことにな った経緯

◆ 令和4年度に区に児童相談所が設置されました。

◆ 「児童相談所設置区の事務」が東京都から中野区に移管されました。

◆ 認可外保育施設に関する指導監督が、児童相談所設置区の事務として東京都から中野区に移管されました。

はじめに

集団指導の目的

児童福祉法第59条第1講に基づく認可外保育施設に対する指導監督の一環として実施

中野区は、認可外居宅訪問型保育事業者について、立入調査に代えて、集団指導を行っています。ホームページに掲載の集団指導資料を学習し、アンケートを提出してください。

目次

第1部 認可外保育施設の制度について



第2部 認可外保育施設指導監督基準と保育のpointについて



第3部 幼児教育・保育の無償化について



資料

第1部

認可外保育施設の制度について

認可外保育施設 の概要

認可外保育施設とは・・・

◆保育を行うことを目的とする施設であって、認可保育所、地域型保育事業、こども園以外のものの総称

◆利用料の有無や預かり時間の長短に関係なく、保育者の自宅で行うものや少人数のもの、児童の居宅等に訪問して行う事業も含まれます。

◆開設等の際には、区に届け出が必要です。

※【資料5】認可外の居宅訪問型保育（いわゆるベビーシッター）に関するガイドライン(子ども家庭庁)を参考にご覧ください。

認可外保育施設の種類

認可外保育施設

- ★ 認証保育所
- ★ ベビーホテル
- ★ 事業所内保育施設・院内保育施設
- ★ その他の認可外保育施設
- ★ 居宅訪問型保育事業＝ベビーシッター
 - ・ 個人事業者
 - ・ 複数の保育従事者を雇用する者

認可外保育施設 の届け出義務

- ▶ 事業の開始の日または変更・休止・廃止の日から 1 か月以内に
中野区へ届け出なければならない
(児童福祉法第59条の2 第 1 項または 2 項)
- ▶ 規定による届け出をせず、または虚偽の届け出をした者は、
50万円以下の過料に処せられます。(児童福祉法第62条の4)

届け出の種類

◆**設置届**・・・認可外保育施設の設置（ベビーシッターを開始する時）

◆**変更届**・・・届け出た事項に変更があった時

届が必要な事項：「施設の名称及び所在地」「設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地」「建物その他の設備の規模及び構造」「施設の管理者の氏名及び住所」その他

◆**休止・廃止届**・・・保育事業を休止・廃止する場合

休止後事業を再開する場合は、再度設置届の提出が必要です。

（再開後1か月以内に提出してください）

※定める様式により、届け出をしてください。

様式は中野区ホームページからダウンロードできます

中野区ホームページ> 目的別検索> 保育園・幼稚園> 保育園で働きたい方・事業者の方> 認可外保育施設に対する指導監督要綱

転居する場合は必ず届け出てください

転居先が中野区内の場合は、中野区に「変更届」を提出してください。
中野から区外に転出する場合は、中野区に「廃止届」を提出
してください。

転居後も事業を継続する場合は、移転先の自治体に応じて、開始届を改めて提出する必要があります。

移転先が都内の場合は、東京都に開始届を提出してください。（東京都福祉保健局少子対策部保育支援課民間保育援助担当）

但し、移転先が児童相談所設置区（文京区、品川区、世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、板橋区、豊島区、葛飾区）の場合は、その自治体の保育主管部署へ提出してください。（令和8年8月現在。11月より杉並区）

報告(全員対象)

1 運営状況報告

(児童福祉法第59条の2の5第1項)で、すべての認可外保育施設
(居宅訪問型保育事業＝ベビーシッター)に**年1回の提出が義務付けられています。**

2 集団指導アンケート

中野区ホームページに掲載する集団指導の資料を読んで、アンケートを提出してください。
年1回の立ち入り調査(検査)に替えて、集団指導を実施するものであるため、運営状況
報告と一緒に、必ず集団指導アンケートを提出してください。

3 事故報告

施設で重大な事故(死亡、重傷事故、食中毒など)が発生した場合に報告が必要です。

(治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等)

第2部

認可外保育施設の
指導検査基準とpointについて

(1) 防災上の必要な措置

火災や地震等の災害発生時における対処方法をあらかじめ検討し、避難訓練を実施すること

事前に保護者と避難場所や引き渡し方法、付近の消火器具の確認を行うこと

保育安全計画を作成し、保護者と共有すること

※南海トラフ等、巨大地震発生の危険性が高まっていますので、確実に避難訓練を行いましょう。

※安全計画に位置付け、どのように避難するか保護者と確認しておきましょう。

(2) 保育の内容

保育所保育指針を参考に、適切な保育を実施する

- ▶ 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、
保育内容を工夫してください。

★乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランス良く組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分な配慮をしてください。

※保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、
保育従事者の専門性の向上を図ってください。

(3) 乳幼児の人権に対する配慮

子どもの人権は、**児童福祉法**で定められています。子どもを権利の主体ととらえ、保育のあらゆる場面で子どもの人権を尊重した関わりが必要です。

児童憲章

「児童は人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。」

保育所保育指針

乳幼児の人権を尊重し、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

子ども の人権

子どもの権利条約

1. 生きる権利
2. 育つ権利
3. 守られる権利
4. 参加する権利

中野区保育の質 ガイドライン

子ども一人一人に寄り添う誠実な保育の実践

中野区子どもの権利に関する条例

子どもは権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重されその権利が保障されます。

子どもの権利条約

1. 生きる権利

住む場所や食べ物があること
病気やケガをしたら治療を受けられること
健康に生まれ、防げる病気などから命が守られること

2. 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること
もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
自分の名前や国籍を持ち、親や家族と一緒に生活できること

3. 守られる権利

紛争や戦争に巻き込まれず、難民になったら保護されること
あらゆる種類の暴力や搾取、有害な労働などから守られること
障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られること

4. 参加する権利

プライバシーや名誉がきちんと守られること
自由に意見を表したり、団体を作ったり、自由な活動を行えること
成長に必要な情報が提供され、子どもにとってよくない情報から守られること

子どもの権利条約では、「子どもにとって一番いいことは何かということを考えなければならない」とされています。(子どもの最善の利益)

子どもたち一人ひとりと丁寧に向き合っていくことが求められているのです。

虐待及び不適切保育の防止

＜乳幼児への関わり＞

- ①暴力的な言葉を使用しない(名前の呼び捨て・暴言)
- ②体罰を行わない
- ③無視をしない(ネグレクト)
- ④差別的な待遇をしない(「〇〇ちゃんは、連れて行きません」)
- ⑤わいせつな行為をしない
- ⑥強制をしない
 - (食事を無理に食べさせない)
 - (眠れない子どもや早く目覚めた子どもを長時間布団で待たせない)
- ⑦子どもの自由を奪うようなことをしない
 - (乳児をラックのベルト等で縛り付けない等)
- ⑧着替えやおむつ交換の際の配慮をする＝プライバシーの保護
 - (トイレの仕切りをする)
 - (他者からの視線を遮る工夫、全裸にしない)

子どもの人権を尊重し、 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行う

これまで当たり前になっていた保育を振り返ってみてください。

「子どもの人権」を中心において、子どもへの言葉かけ、
関わりを改めて考え、保育の質を高めていきましょう。

保育の振り返りをして、定期的にチェックリストで子どもへの関わりが適切か確認しましょう。

（資料５：全国保育士会

「保育所・認定子ども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」）

【こども性暴力防止法について】

2024年6月成立 2026年12月25日施行

「こども性暴力防止法は、学校や保育所、学習塾などで子どもに接する立場の職員による性暴力を防止し、子どもの安全を守るための法律です。ベビーシッターは個人で事業を行うもので、同法の対象事業者には該当しませんが、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」（令和8年1月9日付けこども家庭庁支援局長通知）において、「マッチングサイトの運営者が、ベビーシッターとの間で委託契約を締結して保育提供する場合には、児童福祉法上の認可外保育施設として届出対象となる旨の関連指針の改正を行う。」こととされました。これを踏まえ、令和8年4月1日にこどもの安全確保を一層図る観点から、設置者が保育従事者を雇用する場合に加え、委託契約を締結して保育を提供させる場合であっても、当該設置者を届出対象とする指導監督基準の改正を行っています。

「こども性暴力防止法施行ガイドライン」令和8年1月こども家庭庁
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou#guideline>

(4) 食事内容等の状況

乳幼児の年齢や発達、健康状態
(アレルギー疾患等を含む) 等に配慮した食事の提供

- ・ 食物アレルギー等、食事で配慮することについて保護者に確実に確認し、事故を防ぎましょう
- ・ 食事の提供に際しては、誤嚥防止の取組を徹底してください。
- ・ 調理、配膳、食事の提供までの間に、確実なチェックを行ってください。

誤嚥等による窒息のリスクとなるものの例

食品の形態、特性	食材	備考
球形で危険な食材	プチトマト	4等分すれば提供可だが、保育園では他の物に代替えている
	乾いたナッツ、豆類（節分の鬼打ち豆）	
	うずらの卵、あめ類、ラムネ	
	球形の個包装チーズ	加熱すれば使用可
	ぶどう、さくらんぼ	球形というだけでなく、皮も口に残るので危険
粘着性が高い食材 （含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険）	餅 白玉団子	つるつるしているため、噛む前に誤嚥してしまう危険が高い。
固すぎる食材 （噛みきれずそのまま気道に入ることがあるので危険）	いか	小さく切って加熱すると固くなってしまう。

(5) 乳幼児の健康状態の観察

▶ 乳幼児一人一人の健康状態の観察

- ・ 預かりの際、健康状態の観察及び
保護者から乳幼児の健康状態の報告を受ける。

＜主な視点＞

体温、排便、食事、睡眠、表情、
皮膚の異常の有無、機嫌等

（６）乳幼児突然死症候群に対する注意

照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できる明るさを保つ

乳幼児のそばを離れない

寝かせるときは、仰向け寝を徹底する

0歳児は5分、1・2歳児は10分間隔で姿勢の向きを記録し、
仰向けに直したことも記録しましょう。

体位を仰向けに直すとともに、顔色・呼吸の状態・咳・鼻水・発熱等、
変化に気づけるようきめ細やかに観察しましょう。

point ! 窒息リスクの除去の方法

- ・医学的な理由で医師からうつぶせ寝を進められている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、布団カバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード類等）を置かない。
- ・寝かせる前に、口の中に異物がないか確認する。
- ・ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・定期的に子どもの呼吸、体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

(7) 感染症への対応

利用乳幼児と保育従事者間の感染を防ぐための対策を取る
感染症への対応例：手指の衛生や咳エチケットの実施

point

自身の体調管理、利用児童の体調把握に努める。

※感染症の感染再拡大が懸念される場合は、感染拡大防止に努める。

また、自身や利用乳幼児が発症した場合は、保健所等の指示に従うこと。

(8) 安全確保- 1 <安全計画の策定>

安全点検・研修や訓練等安全に関する事項について
「安全計画」を策定し、児童の安全確保に配慮した保育を実施する。

- * 計画に基づき定期的な訓練をする。
- * 保護者に周知する。
- * 危険な場所の安全管理を図る。
- * 不審者対策と緊急時の体制を整備する。
- * 自動車を運行する場合の確実な安全確認。

- ①安全計画に基づく事故防止、防犯、安全優先等シッターとしての心構え
- ②保育を始める前の玩具・遊具・室内外の安全確認
- ③けがや急病の応急対応
- ④「ヒヤリハット」を集めて、事故防止意識のアンテナを高める
- ⑤自動車運行の際の児童の確実な確認
- ⑥事故発生時の対処方法と連絡体制

(8) 安全確保－2

①適切な救命措置が可能となるよう訓練を実施する

定期的（2～3年に1回程度）に消防署等で行われる救命講習を受講すること。

②事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事（中野区）等に報告すること。（児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第123号）

報告対象の事故・・・死亡事故や治療期間が30日以上事故や疾病を伴う重篤な事故等。意識不明（人工呼吸器をつける、ICUに入る）

③事故の状況及び事故に対してとった処置について記録すること。

けがの程度や発生状況を記録し、今後の安全対策に役立てること。

④賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備える。

(9)重大事故防止対策

★昨今の保育需要及びマッチングサイトの普及等により、居宅訪問型保育サービス提供に係る事業開始のハードルは低くなっています。しかし、乳幼児の預かり事業は一定のリスクも内包しており、非常に重い責任を伴う事業であることを十分認識して事業運営を行う必要があります。

★事故発生時の対応

事故が発生した場合は、直ちに必要な行動を取る必要があります。有事に適切な対応が可能となるよう、日頃から十分備えてください【参考】事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」参照

★事故発生時の報告

【報告】 義務（児童福祉法施行規則第49条の7の2）

【報告が必要な事故】死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等

【報告期日】原則事故発生日（遅くとも事故発生翌日）

【報告先】中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 運営支援係 03-3228-8940

重大事故の発生状況

★重大事故発生状況の把握

内閣府において、

①死亡事故及び負傷等の事故概要

②年齢別（死亡・負傷等）

③場所別

④死亡事故における主な死因

⑤死亡事故発生時の状況

について取りまとめが公表されています。

発生状況を踏まえ、重大事故が発生しやすい場面に特に留意する
必要があります。

⇒【参考】「教育・保育施設等における事故報告集計」参照

重大事故防止の取組

重大事故防止のための取組

特に留意が必要な場面

- ア 睡眠
- イ プール・水遊び
- ウ 誤嚥（食事中）
- エ 誤嚥（玩具・小物等）
- オ 食物アレルギー

※車を使用する場合は、乗車・降車の確認を確実にしてください。

⇒【参考】子ども家庭庁「子どもを事故から守る!!事故防止ハンドブック」参照

⇒【参考】事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」参照

(10) 利用者への情報提供

子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）への掲載が令和6年度より指導監督基準に追加されました

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進する法律が改正されました。

これまで認可外保育施設が提供するサービス内容について、利用者の見やすい場所に掲示しなければならないと規定されていたところ、書面掲示に加えて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない旨が規定されました（令和6年4月1日施行）。そのため、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）へ必要事項を登録することが必要です。各都道府県が届出を受けた認可外保育施設の情報を、利用者の利便性の向上の観点からも、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）に掲載します。

掲載方法：個人では掲載できません。区の方でシステムに掲載します。

※運営状況報告に同封した「ここdeサーチ」の用紙に必要項目を記入して運営状況報告と一緒に提出してください。

利用者に対し、サービス内容に関する 提示が必要な項目（14項目）

- ①設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名
- ②事業者の名称及び所在地 ③事業を開始した年月日 ④保育提供可能時間
- ⑤提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由
- ⑥利用定員 ⑦保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ⑧設置者及び職員に対する研修の受講状況
- ⑨保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑩（提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑪緊急時等における対応方法 ⑫非常災害対策
- ⑬虐待防止のための措置に関する事項
- ⑭設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

第3部

幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化の観点

- ▶ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性
- ▶ 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策

無償化の給付対象の利用者

- ▶ 保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子ども
- ▶ 住民税非課税世帯の0歳から2歳児の子ども

保育の必要性の認定とは？

居住地の市区町村が就学前のお子さんを持つ保護者から申請を受け、認定区分や保育を必要とする事由、保育の必要量を認定すること。

無償化対象の事業者となるには

①中野区への届出（設置届）

②中野区の「確認」を受けるための申請（確認申請）

③国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすこと
（基準を満たす証明書の交付を受けていることが必要）

※利用者が「保育の必要性の認定」を受けている場合、証明書のある事業者を利用した場合に支払った利用料に対して給付を受けられます。

保育認定の区分

認定区分	お子さんの年齢と教育・保育の希望
1号認定	満3歳以上で保育を希望しない場合
2号認定	満3歳以上で保育（保育所・認定こども園）を希望する場合
3号認定	満3歳未満で保育（保育所・認定こども園・地域型保育事業）を希望する場合

利用料の給付について

- ▶ 保育所、幼稚園に通っていない、保育の必要性の認定を受けたお子さんが市区町村の確認を受けた居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）を利用した場合

認定を受けた3～5歳児・・・月額37,000円を上限に利用料を扶助
住民税非課税世帯の0～2歳児・・・月額42,000円を上限に利用料を扶助
支払った利用料に対して給付します。

- ・事業者は、領収書及び提供証明書を保護者に発行します。
- ・利用した保護者は、施設等利用費の申請書に領収書・提供証明書を添付し中野区 保育園・幼稚園課に申請すると、保護者の指定口座に振り込まれます。

対象となる施設・サービス

- ▶ 一般的な認可保育所、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等
- ▶ 子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリーサポートセンター事業

指導監督基準を満たす証明書の交付を希望する場合

基準を満たす証明書がなくても居宅訪問事業の継続は可能ですが、是非基準を満たす証明書の交付を受けて、保護者の安心と、より質の高い保育の提供につなげていただきたくようお願いします。

基準を満たす証明書を希望する方は、区へ連絡してください。資格の有無や種類によって、必要な手続きが異なりますので、ご確認の上申請してください。

保育園・幼稚園課 認可・指導検査係 TEL 03-3228-8753

メール ninkasidoukensa0@city.tokyo-nakano.lg.jp

基準を満たす証明書の交付を受けるには

- 1 東京都居宅訪問型保育基礎研修を修了していること（都から委託を受けた事業者が実施）
 - ・ 保育士は免除
 - ・ 子育て支援員地域保育コース修了者は一部免除
 - ・ 看護師は一部免除（実践演習・保育技術のみ受講）
- 2 消防署の救命講習を受講すること

日程調整

- 3 書類提出
 - ① 資格証又は研修の修了証
 - ② 救命技能認定証
 - ③ 中野区セルフチェックシート
- 4 区担当者のヒヤリング



基準を満たす証明書を交付します

ありがとうございました

資料

【資料１】中野区認可外保育施設指導監督基準（令和８年）・・・中野区ホームページ

【資料２】居宅訪問型保育事業（個人）の基準を満たすための居宅訪問型保育基礎研修

【資料３】子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック（子ども家庭庁発行）

【資料４】保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（全国保育士会発行）社会福祉法人全国社会福祉協議会 ホームページよりダウンロードしてご覧ください。
<http://www.z-hoikushikai.com>

【資料５】認可外の居宅訪問型保育（いわゆるベビーシッター）に関するガイドライン(子ども家庭庁) 子ども家庭庁ホームページよりダウンロードしてご覧ください。

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/1b9d7664-123f-45d6-aea0-b6fbaf7ff788/53213ce9/20260527_policies_hoiku_ninkagai_tsuuchi_28.pdf